

千葉県立柏の葉高等学校 いじめ防止基本方針（全日制）

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

本校では、いじめ防止対策推進法を守り、いじめ防止に正面から取り組んでいくために、教職員、生徒、保護者から幅広く意見を聴取して、次の基本方針を定めた。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

(2) 本校の基本方針

いじめは人権侵害であり、時に生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであり、人間として決して許されるものではない。本校では、いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものであるという認識の下、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、「いじめ防止3カ条」を徹底し、学校の全教育活動を通じていじめ防止に取り組んでいく。

(3) いじめ防止3カ条

(ア) 生徒は、いじめを行ってはならない。

(イ) 生徒、職員は、いじめを認識しながら、これを放置してはならない。

(ウ) 学校は、いじめの防止に、全力を挙げて取り組んでいく。

2. いじめ防止委員会

本校におけるいじめ防止のための組織として、「いじめ防止委員会」を設置する。委員長は校長が務め、事態に柔軟に対応出来るように、必要と認めた者は構成員に加えることが出来る。組織の構成は、次の通りである。

(1) 基本構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年の生徒指導担当、学年主任、養護教諭、
スクールカウンセラー

(2) 年間計画や日常的業務の企画・運営

教頭、生徒指導主事、学年の生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー

(3) いじめに係わる事案発生時

教頭、生徒指導主事、生徒指導部、学年主任、当該クラス担任、
その他必要に応じて、養護教諭、スクールカウンセラー、生徒会の代表、保護者の代表等

(4) 重要事態の発生

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部、該当クラス担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他県教育委員会と連携して、スーパーバイザー、警察等の協力を得る。

(5) インターネットを利用した事案発生時

教頭、生徒指導主事、生徒指導部、学年主任、当該クラス担任、情報教育部長
その他必要に応じて、養護教諭、スクールカウンセラー

(6) 委員会の業務内容

(ア) いじめ防止に係わる情報収集

(イ) 本校のいじめ防止年間計画の企画と運営

(ウ) いじめの疑いに関する情報の収集と記録、教育委員会への報告

(エ) いじめに係わる事案に関する情報収集と早期解決に向けての指導・支援

(オ) いじめ防止基本方針の評価、点検と見直し

3. いじめを未然に防止するための取組

(1) 基本方針

- (ア) 「いじめは、どの学校にも学級にも起こり得る」という認識を、すべての教職員が持ち、生徒との信頼関係を基盤に、わずかな変化も見逃さないサポート体制を構築する。
- (イ) 生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」を推進する。
- (ウ) 学校の教育活動の中で、他者とコミュニケーションを持つ機会を多く取り入れ、生徒がそれぞれの違いを理解し、認め合う仲間づくりを推進する。

(2) 日常の教育活動中での取組

- (ア) 学年集会や L.H.R を通して「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持てるように指導する。
- (イ) いじめを見て見ぬふりをする事、「観衆」「傍観者」とならず、いじめを止めたり、先生に知らせるような行動がとれるように指導する。
- (ウ) いじめについて相談する「はなす勇氣」を身につけるように指導する。
- (エ) 授業公開や授業アンケート等を利用して、生徒の自己有用感を高める「わかる授業」に全校で取り組む。
- (オ) 生徒会を中心に、生徒の意見を取り入れ、部活動、生徒会行事、委員会活動などの生徒の自発的な活動を支援し、活性化させる。
- (カ) キャリア教育講演会や総合的な学習の時間を利用して、生徒自身が自分の適性に合った目標を立て、自ら進路実現に努力するよう指導する。
- (キ) 学期毎にいじめの状況把握のためのアンケートを実施する。
- (ク) ネットを利用したいじめや情報モラル、サイバー犯罪に関する講演会を実施する。
- (ケ) 1 学期をいのちを大切にするキャンペーンの強化月間として、生徒の生きる力や自分と他者との命を大切にする心をはぐくむ。

(2) 道徳教育・人権教育の推進

- (ア) 道徳を学ぶ時間の中で、年間計画の中に組み入れ指導する。
- (イ) 人権教育委員会を中心に、人権教育講演会を実施し、生徒の人権意識を高める。
- (ウ) 生徒会、特別支援教育委員会を中心に、ボランティア活動や体験学習を推進する。
- (エ) 国際教育委員会を中心に、留学体験や講演会を通して、人種や国の違いによる差別や偏見について学習する。
- (オ) 他人の人権を侵害する暴力や暴言は絶対に許さない。

(3) 職員研修会の実施

- (ア) すべての教職員が、生徒の些細な変化も見逃さない「気づき」力を身につける。
- (イ) すべての教職員が、カウンセリング・マインドを持ち、生徒の気持ちを共感的に理解できるスキルを身につける。
- (ウ) 事例研究やロールプレイを取り入れた教育相談研修会を実施する。
- (エ) いじめを容認するような教職員の不適切な発言や体罰は絶対に行わない。
- (オ) セクハラ対策委員会やモラルアップ委員会を中心に、セクハラや体罰に関するアンケート調査を全校的に実施する。
- (カ) 生徒に過度な競争意識を持たせない工夫やストレスに対する対策を行う。

4. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) 全ての教職員による日常的な生徒観察

- (ア) 授業中は元より、休み時間や放課後等の生徒たちの様子に目を配り、少しの変化も見逃さない。

- (イ) いじめ早期発見チェックリストを活用する。
- (2) 担任による個別面談
 - (ア) 面談週間や L.H.R を利用して、学期毎に個別面談を実施する。
 - (イ) 生徒から得た情報は、些細なことでも記録し、学年会議等で情報の共有を行う。
- (3) 相談窓口の周知徹底
 - (ア) コミュニティールームの活用方法を教室に掲示する。
 - (イ) セクハラ相談員について、教室掲示する。
 - (ウ) 学校外にある心の相談室などの情報を教室に掲示する。
 - (エ) 学校外の主な相談先
 - 子供と親のサポートセンター 043-207-6028
 - 柏警察署生活安全課 04-7148-0110
 - 千葉県警察少年センター 043-201-1308
 - 柏児童相談所 04-7134-4152
- (4) 保護者への啓発活動
 - (ア) 面談週間を設け、年に1回、保護者面談を実施する。
 - (イ) 学年保護者会等を利用し、外部講師を招いていじめ講演会を実施する。
 - (ウ) 保護者向けのアンケート調査を実施する。
 - (エ) 保護者との連絡を密にし、得た情報は必ず記録し、学年会議等で情報の共有を行う。
- (5) 学校全体での情報共有
 - (ア) 必要に応じて、委員会で集約した情報を職員全体に提供し、情報の共有を行う。

5. いじめの疑いが発生した場合の組織的対応の流れ

(1) 発見段階

教職員・生徒・保護者・相談窓口等からの情報

↓

担任・学年主任→生徒指導主事→教頭→校長

↓

(2) 情報収集段階

- ・学年の生徒指導担当を中心に学年職員・生徒指導部職員による情報収集を実施。
- ・集まった情報は、学年の生徒指導担当が集約し、まとめ、記録する
- ・聞き取り調査は、必ず複数名で行い、記録を保存すること。
- ・個人情報や聴取方法等にも十分に配慮すること。

↓

(3) 協議段階

いじめ防止委員会

- ・事実確認、情報共有 → 教育委員会に報告（校長）
- ・指導方針協議 → 重大事態と判断した場合 → 外部機関に通報，連携
※内容に応じてメンバーを招集し，専門家からのアドバイスも参考にする。

↓

- ・職員会議に提案し報告・指導方針を決定する。

(4) 指導段階

- ・いじめ被害生徒
 - ※担任，養護教諭，スクールカウンセラーによるケア
 - ※いじめ加害生徒からの圧力がかからないよう配慮し，必要であれば別室登校等の対応を考える。
 - ※徹底して守り抜くことを，本人・保護者に伝える。

※安心して学校に通学するための支援を行う。

・いじめ加害生徒

※生徒指導部による指導原案作成 → 職員会議 → 特別指導

※被害生徒と接触しないように、情報収集段階から生徒の人権に配慮する。

※保護者にいじめの事実について通知し、助言を行う。

※事後指導を担当・学年主任・学年職員で行う。

・関係する他の生徒

※当事者だけの問題にとどめず、学級、学年および学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促し、はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させるために、担任・学年主任・生徒指導主事等による指導を行う。

(5)留意事項

・生徒指導主事を中心に年度毎に特別指導内規を点検し、いじめに関する内容を生徒・保護者に周知する。

・いじめの調査結果については、被害生徒・保護者へ出来る限り情報を提供する。

6. 重大事態に対する対応

(1) 重大事態の基準

(ア) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(イ) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

(ア) 重大事態が発生した場合は、速やかに次のような経路で報告・連絡を行う。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長→教育委員会

(イ) いじめ防止委員会が中心となり、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

(ウ) 調査にあたって、学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、組織的に実施する。

(エ) 調査の公平性・中立性を確保するために、事態の性質に応じて適切な専門家を加えることも検討する。

(オ) 必要に応じて、警察等関係機関にためらわず通報し、連携して事態の解決に当たる。

(カ) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、必要な情報を適切に提供する。

(キ) 調査結果を教育委員会に報告する。希望に応じていじめを受けた生徒又は保護者の所見を調査結果の報告に沿える。

(ク) 調査結果を踏まえ、事態の早期解決に向けて、必要な措置を実施する。

7. その他

(ア) 学校いじめ防止基本方針は、ホームページで公表する。

(イ) 年度末にいじめ防止委員会による調査・分析を基にして、学校評価を活用し、学校関係者・保護者等による評価を実施する。

(ウ) 年度末にいじめ防止委員会により、年度毎の見直しを実施する。